

## 見守り電気ご利用規約

### 第1条 総則

- 1 株式会社アイキューフォーメーション（以下「当社」といいます。）が実施する「見守り電気」（以下「本サービス」といいます。）の契約者は、本規約に同意の上、契約を申し込むものとします。
- 2 契約者は当社及び当社取次店、仲介店と電気利用申込書により利用者居住の電気供給契約を締結されたお客さまとします。
- 3 利用者は電気供給契約により電気が供給される住宅に住む方であり、必ずしも契約者と同一である必要はありません。
- 3 利用者は本サービスの申込にあたりその住居にスマートメーターが設置され、遠隔検針が可能である個人のお客さまに限ります。
- 4 利用者の電気供給契約の供給地点特定番号を登録し、本サービスの契約期間中は登録を継続するものとします。
- 5 当社は、本サービスを提供する上で必要な事項につき、別途利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を定めることがあり、諸規定は本規約の一部を構成するものとし、以下、本規約と諸規定を合わせて「本規約等」といいます。

第2条 規約の変更 当社は、契約期間中であっても、本規約等を変更することがあります。この場合には、契約条件は変更後の規約等によります。なお、当社は、規約等の変更内容について当社ホームページにて掲載し、お知らせいたします。

### 第3条 サービス内容

- 1 本サービスの内容は、次に定めるものとし、スマートメーターの遠隔検針により、利用者住居の30分ごとの使用電力量を取得し、取得した使用電力量から算出した30分あたりの使用電力量が累積した使用電力量平均値と比較し本サービスのシステムにより決定した乖離値となった場合に「いつもと違う」と判定し、契約者が指定したメールアドレスなどにその内容を通知するサービスを提供します。（以下メールの受信者を見守り者といいます）見守り者は契約者が指定する方になります。また、契約者等はインターネットを通じて、メールの通知時間等を変更することが出来ます（変更を行わない場合、当社が定める通知時間等にて提供します。）。なお、本サービスは利用者住居の使用電力量の変化をお知らせするものであり、利用者の緊急事態や安否をお知らせするものではありません。
  - 2 当社は、前項に示すメールの通知について、登録された見守り者のメールアドレスに対して、メールを発信すれば足りるものとし、万が一、通知が到達しなかった場合でも、通常到達するべき時に通知先に到達したものとみなします。また、当社は、その場合において、賠償等一切の責を負いません。なお、メールの通知時間等の設定により、前項に示すメール通知を発信しない場合においては、当社は通知を発信したものと、賠償等一切の責を負いません。
  - 3 本サービスはメールによる通知であり、訪問等による利用者住居の状況確認、電気料金の確認は含まれません。
  - 4 前項の記載は、当社が電気を供給しているお客さまに対して行っている通常の業務（お問い合わせへの回答等）を制限又は拒否するものではありません。
  - 5 当社もしくは当社以外の原因により発生した通信障害又は利用者住居の周辺環境による通信状態の不具合等の影響により、一時的もしくは恒常的に使用電力量の取得が出来ず、本条第1項の通知が不可能となることがあり、その場合において、当社は賠償等一切の責を負わないこと。
- 第4条 使用電力量情報の取扱い 本サービスで見守り者に提供する情報には一部の使用電力量のなどをお知らせするものが含まれます。そのため利用者の電力使用量についての共有に同意する事項が当社個人情報保護方針に記載されております。契約者がこの個人情報保護方針に同意した場合、利用者も同様に当社個人情報保護方針に同意していることといたします。

### 第5条 契約申込及び承諾

- 1 契約の申込は、契約者が本規約への同意の上で、当社の電気利用申込書の「見守り電気」を選択し、申し込むこととおこないます。
- 2 当社は、前項により提出された申込書の内容を確認の上、当社所定の方法により契約の承諾をいたします。契約者は電力の切替日（次回もしくは次々回の検針日が該当します）よりサービスを利用できるものとし、当日をサービス提供開始日といたします。ただし、当社の都合等により、相当期間利用をお待ちいただく場合があります。
- 3 当社は、前項に示す契約の承諾について、当社会員サイトで契約者が設定したメールアドレスに対して、メールを発信すれば足りるものとし、万が一、通知が到達しなかった場合でも、通常到達するべき時に通知先に到達したものとみなします。
- 4 契約者と利用者が異なる場合は、利用者の個人情報を当社に届け出るにあたっては、事前に本サービスの内容を利用者に説明し、当社及び見守り者が、本サービスの提供に必要な範囲内で届け出内容を含め利用者の個人情報を利用することについて、利用者の同意を得るものとします。また契約者は、当社と利用者との間で、個人情報に関してトラブルが生じた場合は、自らの責任においてこれを解決するとともに、利用者とのトラブルに関して当社が損害を被ったときには、これを賠償しなければならぬものとします。
- 5 当社が、次の各号に該当する事由があると判断した場合は、契約の申込をお断りし、当該契約者に対して本サービスの提供を行いません。（1）契約者等又は利用者が暴力団等反社会的勢力に該当するとき（2）当社のサービス提供能力を超えるとき（3）その他、当社が円滑なサービス提供が出来ない恐れがあると判断したとき

### 第6条 利用料金及び利用料金の支払

- 1 本サービスの利用料金はサービス開始日を含む月から1か月単位とし、月額300円（別途消費税をご負担いただきます。）とします。また、利用料金の算定期間を毎月1日から月末日までとします。
- 2 当社との電気供給契約をもつ本サービス契約者は、電気料金と合算して予め指定したクレジットカード、銀行口座振替もしくは収納代行によりお支払いいただきます。
- 3 当社は本サービスの代金回収を取次店もしくは別途指定する会社に委託する場合があります。
- 4 前項に示す方法で、当社が利用料金を収納出来なかった場合、契約者は、当社が別途提示する支払方法により、未払利用料金を支払うものとします。なお、その支払いに必要な費用（振込手数料等）は契約者の負担といたします。
- 5 本サービスの提供期間は、サービスの開始日から、契約者が解約手続きを行った日までとします。2 当社が自らの事情により一時的に本サービスの提供が出来なくなる場合又はその恐れがある場合、契約者に事前に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 第7条 届出事項の変更

契約者は届け出事項に変更が発生した場合は、当社の定める届出書または当社会員サイトにより、速やかに届け出るものとします。

### 第8条 解約

契約者は、本サービスを解約しようとする場合、当社会員サイトから解約手続きを行うものとし、解約手続きを行った月を解約月とします。当社は契約者の解約手続き以降サービスの提供を行いません。最終の利用料金は、解約月の利用料金とし、日割りは行いません。

- 第9条 強制解約 当社は、次の各号に該当した場合は、契約者等の意向にかかわらず、催告することなく本サービスを解約することが出来ます。この場合において、当社が解約手続きを行う月を解約月とし、最終の利用料金は、解約月の利用料金とし、日割りは行いません。（1）申込書の記載内容に虚偽があったこと、又は本規約等に違反したことが判明したとき（2）契約者等又は利用者が、暴力団等反社会的勢力であると判明したとき、暴力・脅迫等手段を問わず当社に何らかの危害もしくはその恐れを生じさせたとき、又は不当な要求をしたとき（3）利用料金の支払が2か月分滞ったとき（4）契約者が、当社との電気供給契約を解約し、第1条第2項に該当しなくなったとき（5）その他、当社が円滑なサービスを提供できない恐れがあると判断したとき

第10条 サービス提供の終了 当社の事情により本サービスの提供ができなくなった場合、当社は、契約者に事前に通知した上で、契約者の承諾を得ることなく本サービスの提供を終了できるものとします。その際は当該月の本サービスの料金はいただきません。

第11条 免責 当社は次の各号に該当した場合は、一切の責任を負わないものとします。（1）天災地変、その他不可抗力事由に起因して本サービスの提供が中断された場合（2）第5条第5項に基づきサービスの提供を行わなかった場合（3）第6条第5項に基づきサービスの提供を停止した場合（4）第7条に定める届出の遅延等に起因して本サービスの提供が中断等された場合（5）第9条又は第10条に基づき本サービスの提供を終了した場合

第12条 個人情報の取扱い 当社は、契約者等に係る個人情報について、別途当社ホームページにて掲載する「個人情報保護方針」に従い、本サービスの充実や円滑な運営のため必要な範囲内で利用します。

第13条 準拠法等 本規約等の解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第14条 合意管轄 本規約等に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令及び商習慣に従うほか、協議により誠意をもって解決するものとします。なお、契約者と当社の間で本サービス又は本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。以上